

第78回 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は、株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

| 開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

| 開催場所

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス
「PARKSTOWER(パークスタワー)」
7階会議室

議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時30分

目次

第78回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件	4
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	10
[添付書類]	
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

株主総会にご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード 1850)
2021年6月4日

大阪市浪速区難波中三丁目5番19号
南海辰村建設株式会社
取締役社長 □ 野 繁

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

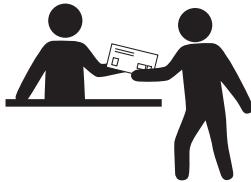
記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」7階会議室
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合



行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後5時30分必着

書面によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定にもとづき、当社ホームページ(<https://www.nantatsu.co.jp/ir/soukai.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

事業報告：「会社の体制及び方針」

連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載のほか、上記の当社ホームページに掲載した事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ホームページに掲載してお知らせいたします。

株主の皆さまへのお願い

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力当日のご来場を見合わせ、郵送による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ◎感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げますので、ご用意できる座席が例年より減少いたします。そのため、入場は先着順とさせていただきます、満席となった場合は入場をお断りさせていただきますことがございます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ご来場される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場入口において、検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項等の説明は、省略させていただく場合がございます。事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。当社ホームページ (<https://www.nantatsu.co.jp/ir/soukai.html>) より、発信情報をご確認くださいませようあわせてお願い申し上げます。

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から候補者全員につきまして適任である旨の意見を得ております。

候補者は、つぎのとおりであります。

候補者番号 1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
再任	
ぐち の しげる <input type="checkbox"/> 野 繁	
(1955年7月26日生)	
所有する当社の株式の数 6,200株	
	1978年4月 南海電気鉄道株式会社入社 2003年6月 同社鉄道営業本部施設部長 2007年6月 同社取締役 2007年6月 同社執行役員 2009年6月 同社常務取締役 2009年6月 当社社外監査役 2013年6月 南海不動産株式会社取締役社長 2017年6月 当社代表取締役 現在に至る 2017年6月 当社取締役社長 現在に至る 2017年6月 当社社長執行役員 現在に至る

■取締役候補者とした理由

□野繁氏は、南海電気鉄道株式会社及びその子会社における会社経営の経験に加え、当社においては、2017年から代表取締役として経営の指揮を執っております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

<p>候補者番号 2</p> <p>新任</p> <p>うら じ こう よう 浦 地 紅 陽 (1963年10月16日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1986年 4 月 南海電気鉄道株式会社入社 2009年 6 月 同社総務室人事部部長 2015年 6 月 同社取締役 2017年 6 月 同社常務取締役 2019年 6 月 同社取締役 現在に至る 2019年 6 月 同社常務執行役員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 南海電気鉄道株式会社取締役</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>浦地紅陽氏は、南海電気鉄道株式会社の取締役として会社経営の経験を有しております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。</p>	
<p>候補者番号 3</p> <p>再任</p> <p>やま もと のぼる 山 本 昇 (1967年2月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 6,500株</p>	<p>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1989年 4 月 南海電気鉄道株式会社入社 2010年 6 月 南海ビルサービス株式会社取締役 2014年 6 月 南海電気鉄道株式会社部長待遇 現在に至る 2014年 6 月 南海ビルサービス株式会社常務取締役 2015年 6 月 当社執行役員 2016年 6 月 当社取締役 現在に至る 2018年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>山本昇氏は、南海電気鉄道株式会社の子会社における会社経営の経験に加え、当社においては、2016年から取締役として経営に携わっております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

<p>候補者番号 4</p> <p>再任</p> <p>おく むら とおる 奥 村 透</p> <p>(1962年12月20日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 1,000株</p>	<p style="text-align: center;">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1985年 4月 南海電気鉄道株式会社入社 2009年 6月 同社鉄道営業本部統括部長 2015年 6月 阪堺電気軌道株式会社常務取締役 2017年 6月 当社取締役 現在に至る 2017年 6月 当社常務執行役員 2020年 6月 当社専務執行役員 現在に至る</p>
---	--

■取締役候補者とした理由

奥村透氏は、南海電気鉄道株式会社の子会社における会社経営の経験に加え、当社においては、2017年から取締役として経営に携わっております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

<p>候補者番号 5</p> <p>再任</p> <p>の むら あきら 野 村 昭</p> <p>(1953年 1月18日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 14,500株</p>	<p style="text-align: center;">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1975年 4月 株式会社辰村組入社 2002年 4月 当社東京支店営業第二部長 2007年 6月 当社取締役 現在に至る 2007年 6月 当社執行役員 2011年 6月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
---	---

■取締役候補者とした理由

野村昭氏は、当社に入社して以来、営業部門において長年業務執行をされた経歴を有しており、2007年からは取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

<p>候補者番号 6</p> <p>再任</p> <p>はた やす ひろ 畑 安 弘 (1958年7月31日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 500株</p>	<p style="text-align: center;">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1982年 4 月 大木建設株式会社入社 2001年 4 月 同社大阪支店営業部長 2004年 1 月 同社大阪支店工事部長 2016年10月 当社建設統括本部建築本部顧問 2017年 1 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る 2018年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>畑安弘氏は、大木建設株式会社において、営業及び工事部門で業務執行をされた経歴を有しており、当社においては、2018年から取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者のうち現任取締役の担当につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
 3. 取締役候補者 浦地紅陽氏は、2021年6月25日開催予定の南海電気鉄道株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役を退任する予定であります。
 4. 候補者の過去10年間における親会社又はその子会社の業務執行者等の就任状況は、つぎのとおりであります。

□野 繁	南海電気鉄道株式会社	2009年 6 月	常務取締役鉄道営業本部長
	阪堺電気軌道株式会社	2009年 6 月	取締役
	南海ビルサービス株式会社	2009年 6 月	取締役
	南海不動産株式会社	2013年 6 月	取締役社長
浦地紅陽	南海電気鉄道株式会社	2010年 6 月	経営政策室部長
		2011年 6 月	総務室人事部長
		2015年 6 月	取締役総務室長、東京支社長、和歌山支社長
		2017年 6 月	常務取締役総務室長、C S R 推進室長、東京支社長、和歌山支社長
		2019年 6 月	取締役常務執行役員社長室長、経営政策室長、東京支社長、経理部・I T 推進部担当
		2020年 6 月	取締役常務執行役員社長室長、経営政策室・経理部担当、東京支社長現在に至る
山本 昇	南海ビルサービス株式会社	2010年 6 月	取締役総務部長
		2012年10月	取締役企画部長兼総務部長
		2013年 6 月	取締役東京支店副支店長 兼不動産部長兼マンション管理部長 兼施設営業部長
		2014年 6 月	常務取締役東京支店副支店長 兼不動産管理部長兼事業開発部長
	株式会社クラカタ商事	2014年 2 月	代表取締役
	太陽ビルサービス株式会社	2014年 2 月	代表取締役
奥村 透	南海電気鉄道株式会社	2009年 6 月	鉄道営業本部統括部長
	三日市町駅整備株式会社	2009年 6 月	取締役社長
	阪堺電気軌道株式会社	2015年 6 月	常務取締役

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役・監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案**監査等委員である取締役5名選任の件**

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は、つぎのとおりであります。

<p>候補者番号 1</p> <p>新任 社外</p> <p>さか た しげる 阪 田 茂 (1959年2月3日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1982年 4月 南海電気鉄道株式会社入社 2006年 6月 同社監査役室部長 2011年 6月 同社執行役員 2013年 6月 同社取締役 2017年 6月 南海フェリー株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 南海フェリー株式会社代表取締役社長</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>阪田茂氏は、南海電気鉄道株式会社及びその子会社における会社経営の経歴を有しており、その経験と見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。</p>	

<p>候補者番号 2</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>ほり け まさ のり 堀 家 正 則 (1950年8月16日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1988年 4月 大阪工業大学工学部建築学科講師 1990年 4月 同大学助教授 2006年 4月 同大学教授 2015年 4月 同大学特任教授 2015年 6月 当社社外取締役 2019年 6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>堀家正則氏は、建築分野の研究者として培った経験と見識を有しており、その知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものがあります。また、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、専門的知見と幅広い知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は、経営の意思決定に際して客観的な立場で助言をいただくこと及び取締役の業務執行の監視・監督の役割を期待しております。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>	
<p>候補者番号 3</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>やま した ゆき お 山 下 幸 雄 (1950年9月8日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 1,000株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1974年 4月 株式会社浜企画入社 1992年 3月 同社退職 1994年 4月 弁護士登録 現在に至る 1994年 4月 岸田総合法律事務所入所 2000年 3月 同事務所退所 2000年 4月 山下法律事務所設立 代表 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 山下法律事務所代表</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>山下幸雄氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有することに加え、企業法務にも精通されており、その視点にもとづき経営の監督とチェック機能を担っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、専門的知見と幅広い知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は、経営の意思決定に際して客観的な立場で助言をいただくこと及び取締役の業務執行の監視・監督の役割を期待しております。</p>	

<p>候補者番号 4</p> <p>新任 社外</p> <p>ど い かず よし 土 居 和 良</p> <p>(1955年12月9日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1979年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2005年10月 同行信用リスク管理部参事役 2007年 5月 南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部統括部部長（出向） 2011年 6月 第一中央汽船株式会社監査役（2015年6月退任） 2011年12月 株式会社日陸監査役（常勤）（2020年12月退任） 2012年 7月 株式会社日本政策投資銀行退職</p>
<p>■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>土居和良氏は、株式会社日本政策投資銀行在職中の豊富な経験を有することに加え、他社の監査役としての経験を有しております。その経験と見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。</p>	
<p>候補者番号 5</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>なか がわ み ゆき 中 川 美 雪</p> <p>(1970年1月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>略歴、地位及び重要な兼職の状況</p> <p>1992年 4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1993年 8月 同社退職 1995年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 1999年 4月 公認会計士登録 現在に至る 2018年 8月 有限責任 あずさ監査法人退所 2018年 9月 中川美雪公認会計士事務所開設 所長 現在に至る 2019年 4月 合同会社みらい会計研究所設立 代表社員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 中川美雪公認会計士事務所所長 合同会社みらい会計研究所代表社員</p>
<p>■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>中川美雪氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な見識を有しており、その見識を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、専門的知見と幅広い知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。選任後は、経営の意思決定に際して客観的な立場で助言をいただくこと及び取締役の業務執行の監視・監督の役割を期待しております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 阪田 茂氏は、2021年6月17日開催予定の南海フェリー株式会社定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役を退任する予定であります。
3. 阪田 茂、堀家正則、山下幸雄、土居和良及び中川美雪の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は堀家正則氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。また、山下幸雄及び中川美雪の両氏が取締役を選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出る予定であります。なお、土居和良氏におきましては、取締役として選任され、独立役員の要件を満たした後に株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出る予定であります。
5. 候補者の過去10年間に於ける親会社又はその子会社の業務執行者等の就任状況は、つぎのとおりであります。
- | | | | |
|------|------------|-----------|----------------------------|
| 阪田 茂 | 南海電気鉄道株式会社 | 2009年 6 月 | 鉄道営業本部統括部長 |
| | | 2011年 6 月 | 執行役員凜進130計画推進室長、同室部長 |
| | | 2013年 6 月 | 取締役凜進130計画推進室長、同室部長、経営政策室長 |
| | | 2014年 6 月 | 取締役総務室長、東京支社長、和歌山支社長 |
| | | 2015年 6 月 | 取締役鉄道営業本部副本部長、営業推進室長 |
| | 南海フェリー株式会社 | 2017年 6 月 | 代表取締役社長 現在に至る |
| 土居和良 | 南海電気鉄道株式会社 | 2009年 1 月 | 経営政策室部長 |
6. 阪田 茂及び土居和良の両氏は、会社法施行規則第74条の3第4項第7号ハに該当する社外取締役候補者であります。
7. 当社と堀家正則氏は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。なお、堀家正則氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、阪田 茂、山下幸雄、土居和良及び中川美雪の各氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きく抑制されました。依然として、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、景気の先行きは不透明な状況のまま推移いたしました。

この間、建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移しておりますが、企業収益の減少等により、民間建設投資は弱含んでおり、受注競争の厳しさが増すなど、決して楽観視できない経営環境が続いてまいりました。

このような状況の下、当社グループでは「3カ年経営計画」の最終年度に当たり、民間住宅工事はもとより、官庁・民間非住宅工事の受注活動を積極的に行うとともに、財務体質の強化に全社をあげて取り組んでまいりました。

その結果、建設事業におきましては、当連結会計年度の受注工事高は、前期比32.0%減の349億15百万円となりました。また、完成工事高は前期比11.9%増の445億54百万円となり、次期への繰越工事高は411億75百万円となりました。不動産事業におきましては、前期に有形固定資産の一部を売却したこと等により、不動産事業売上高は、前期比21.4%減の2億65百万円となりました。以上により、当連結会計年度の売上高は、前期比11.6%増の448億19百万円となりました。

利益面では、完成工事高は増加したものの、利益率が低下したこと等により、当連結会計年度の完成工事総利益は、前期比10.5%減の37億85百万円となりました。これに不動産事業総利益89百万円を加えた売上総利益は前期比11.2%減の38億75百万円となり、営業利益は前期比24.5%減の17億10百万円、経常利益は前期比22.7%減の16億90百万円の利益計上となりました。完成工事補償引当金繰入額の計上及び所有不動産の減損処理を実施したこと等に伴い、5億95百万円を特別損失に計上いたしましたので、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比40.4%増の6億93百万円となりました。

なお、当期につきましては、利益を確保しましたものの、今後より一層厳しくなることが予想される経営環境に対応するため、誠に申し訳ございませんが、無配を継続させていただきたく存じます。

① 企業集団の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期売上高	次期繰越工事高
建 設 事 業	建 築	43,469	24,165	34,669	32,965
	土 木	6,528	9,154	7,960	7,722
	電 気	816	1,595	1,924	488
	計	50,814	34,915	44,554	41,175
不動産事業		—	—	265	—
合 計		50,814	34,915	44,819	41,175

② 当社の当期の受注工事高・売上高・繰越工事高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期売上高	次期繰越工事高
建 設 事 業	建 築	43,393	23,842	34,372	32,863
	土 木	6,332	8,080	7,235	7,178
	電 気	816	1,595	1,924	488
	計	50,542	33,519	43,531	40,530
不動産事業		—	—	269	—
合 計		50,542	33,519	43,801	40,530

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
受注工事高	41,727	52,147	51,372	34,915
売上高	40,551	43,968	40,155	44,819
経常利益	2,200	2,573	2,188	1,690
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	1,043	△1,250	493	693
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	3.62円	△43.38円	17.13円	24.05円
総資産	36,134	36,840	33,306	35,999
純資産	11,308	9,986	10,425	11,346

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算出しております。
3. 2018年度は、訴訟損失引当金繰入額及び完成工事補償引当金繰入額33億71百万円を特別損失に計上いたしました。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	2017年度 第75期	2018年度 第76期	2019年度 第77期	2020年度 第78期(当期)
受注工事高	39,631	50,380	50,407	33,519
売上高	38,521	42,118	38,613	43,801
経常利益	2,152	2,586	2,061	1,645
当期純利益又は当期純損失(△)	1,027	△1,195	396	660
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	3.56円	△41.48円	13.75円	22.92円
総資産	34,749	36,103	32,297	35,145
純資産	10,694	9,467	9,871	10,552

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中の平均発行済株式総数にもとづき算出しております。なお、自己株式は控除して算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。2018年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算出しております。
3. 2018年度は、訴訟損失引当金繰入額及び完成工事補償引当金繰入額33億71百万円を特別損失に計上いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向が内外経済に与える影響や金融資本市場の変動等の影響に注視が必要な状況にあります。また、建設業界におきましては、受注競争の激化に加え、慢性的な技能労働者不足により、業界を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想されます。

このような状況の下、当社では、2021年度を初年度とする新たな「3カ年経営計画」を策定いたしました。この計画は、経営環境の変化に柔軟に対応できる事業基盤の構築とDX推進による生産性の向上・多様な働き方への対応、すべてのステークホルダーへの信頼性向上を推し進めることとし、基本方針を「持続的成長と企業価値の向上」、「品質と安全で信頼性の確立」、「変化に強い事業・収益基盤の構築」及び「従業員が生き生きと活躍できる職場環境の整備」として、主要目標数値の達成に向けて全社をあげて取り組んでまいります。

当社は、二十年以上にわたり無配を継続しておりますが、収益力の向上や財務体質の健全化には一定の目途が立ちつつあります。しかしながら、現在、借入金に対して保証を受けている状態であるため、これを早期に解消し、株主の皆さまへの配当を実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は南海電気鉄道株式会社であり、同社は間接含有を含み当社の株式を18,219千株（議決権比率63.22%）保有いたしております。

当社は、親会社から鉄道関連施設、商業施設等の建設工事を請負っているほか、本社事務所ビル等を賃借しております。

また、当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は借入金に対して親会社より保証を受けております。

② 親会社との間の取引に関する事項

ア. 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たりましては、公正かつ適正な条件及び手続きにより行っております。特に建設工事の受注につきましては、当社技術部門の積算と見積を経て請負価額を決定しており、当社の利益を害さないように留意しております。

イ. 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、事業活動を遂行するに当たり、親会社から支援を受けておりますが、当社の具体的な事業活動や経営判断につきましては、当社独自の方針にもとづき遂行されており、親会社からの一定の独立性は確保されていることから、親会社との取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率(%)	主要な事業内容
南海建設興業株式会社	20	100.00	建設用仮設資材等の賃貸借、電気、電気通信工事の設計、監理及び請負
日本ケーモ-工事株式会社	84	100.00	鉄道、道路直下の立体交差（アンダーパス）工事の施工及び監理

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、建設事業、不動産事業を主な事業内容としております。当社は建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可〔(特-28)第71号〕を受けているほか、子会社2社も建設業許可を受け、建築、土木、電気工事並びにこれらに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(13)第1290号〕を受け、不動産に関連する事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	大阪市浪速区難波中三丁目5番19号
支 店	東 京 (東 京 都)
営業所	和歌山 (和歌山県)

② 子会社

南海建設興業株式会社	本社：大阪府貝塚市王子17番地の1
日本ケーモー工事株式会社	本社：東京都台東区浅草橋三丁目19番1号

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
519名	5名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
457名	1名増	45.2才	18.1年

(注) 当社の従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	674
株式会社三井住友銀行	625
三井住友信託銀行株式会社	625
株式会社池田泉州銀行	625
株式会社あおぞら銀行	500

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,000,000株
- (2) 発行済株式総数 28,828,021株 (自己株式7,709株を除く。)
- (3) 株主数 4,154名 (前期末比324名減)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
南海電気鉄道株式会社	16,635	57.70
住之江興業株式会社	1,171	4.06
株式会社大林組	1,104	3.83
株式会社奥村組	800	2.78
前田建設工業株式会社	800	2.78
南海辰村建設大阪取引先持株会	476	1.65
南海ビルサービス株式会社	408	1.42
株式会社三井住友銀行	272	0.95
三井住友信託銀行株式会社	270	0.94
株式会社三菱UFJ銀行	260	0.90
三菱UFJ信託銀行株式会社	260	0.90

(注) 持株比率は、自己株式 (7,709株) を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 (取締役会長)	亘 信 二	
代表取締役 (取締役社長) (社長執行役員)	□ 野 繁	〔内部監査室〕担当
取 締 役 (専務執行役員)	奥 村 透	土木本部長
取 締 役 (常務執行役員)	野 村 昭	東京建築本部長、東京支店長
取 締 役 (常務執行役員)	山 本 昇	管理本部長
取 締 役 (常務執行役員)	畑 安 弘	大阪建築本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	藤 田 隆 一	
取 締 役 (監査等委員)	大 塚 清 明	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	堀 家 正 則	
取 締 役 (監査等委員)	堀 川 博 史	

- (注) 1. 取締役 藤田隆一、同 大塚清明、同 堀家正則及び同 堀川博史は、社外取締役であります。
 なお、取締役 大塚清明及び同 堀家正則は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集、重要な社内会議への出席及び内部監査部門との十分な連携を可能とするため、取締役 藤田隆一を常勤監査等委員として選定しております。

3. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の変更は、次のとおりであります。

〈2020年4月1日付〉

代表取締役 (取締役社長) (社長執行役員)	□ 野 繁	[内部監査室] 担当
取締役 (常務執行役員)	野 村 昭	東京建築本部長、東京支店長
取締役 (常務執行役員)	畑 安 弘	大阪建築本部長

〈2020年6月18日付〉

取締役 (専務執行役員)	奥 村 透	土木本部長
-----------------	-------	-------

4. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員は、上記取締役兼務者5名及び次の8名であります。

地 位	氏 名	担 当 業 務
常務執行役員	中 田 裕 之	土木本部副本部長兼土木本部大阪土木事業部長
常務執行役員	菊 地 義 信	[安全環境部] 担当、東京建築本部副本部長 兼東京建築本部統括部長兼東京建築本部営業第一部長
上席執行役員	森 岡 啓	大阪建築本部副本部長兼大阪建築本部統括部長
上席執行役員	崎 井 威 洋	東京建築本部副本部長
上席執行役員	北 村 聡	管理本部副本部長
執行役員	吉 田 成 夫	[品質管理部]、[購買部] 担当
執行役員	高 邊 潔 久	土木本部東京土木事業部長 兼土木本部東京土木事業部統括部長
執行役員	楠 岡 英 人	管理本部東京管理部長兼東京建築本部統括部担当部長

5. 2021年4月1日、執行役員の担当を次のとおり変更いたしました。

常務執行役員	菊 地 義 信	[安全環境部] 担当、東京建築本部副本部長
上席執行役員	北 村 聡	[DX推進室] 担当、管理本部副本部長
執行役員	高 邊 潔 久	土木本部東京土木事業部長
執行役員	楠 岡 英 人	管理本部東京管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、職務の執行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の被保険者は当社の取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	6名	90,253千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	20,160千円 （20,160千円）
合 計	10名	110,413千円

（注）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第76回定時株主総会において年額444,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、同株主総会において年額54,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上、株価を意識した経営の浸透を図った報酬体系にすべく、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上、株価を意識した経営の浸透を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の具体的な報酬は、月例固定の金銭報酬とし、役位・職責ごとの個々の報酬額を決定し支給しております。また、執行役員兼務者は、担当事業の昨年度の業績に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した固定報酬額を執行役員報酬として支給しております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、決定方針の内容を詳細にした内規に定める報酬体系に沿って決定されているものと判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2020年6月18日開催の取締役会において、代表取締役、取締役社長、社長執行役員、〔内部監査室〕担当の口野 繁に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨を決議しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
ア. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (11回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 (常勤監査等委員)	藤田隆一	11回	100.0%	12回	100.0%
取締役 (監査等委員)	大塚清明	11回	100.0%	12回	100.0%
取締役 (監査等委員)	堀家正則	11回	100.0%	12回	100.0%
取締役 (監査等委員)	堀川博史	11回	100.0%	12回	100.0%

- イ. 取締役会及び監査等委員会における発言及び期待される役割に関して行った職務の概要
- ・ 取締役(常勤監査等委員) 藤田隆一は、当該事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、親会社の監査役として経営監督を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。特に経営における重要事項の審議の際に助言、監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。
 - ・ 取締役(監査等委員) 大塚清明は、当該事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。特に経営における重要事項の審議の際に助言、監督等を行い、取締役会機能強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしました。
 - ・ 取締役(監査等委員) 堀家正則は、当該事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、建築分野の研究者として培った経験と見識にもとづき、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。特に技術的な議案審議の際に専門的な立場から助言、監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。

- ・ 取締役(監査等委員) 堀川博史は、当該事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、親会社の執行役員として業務執行を行った経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。特に経営における重要事項の審議の際に助言、監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしました。
- ③ 当社の親会社又は当該親会社の子会社から役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	37,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を聴取したうえで、会計監査人の過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画の内容及び監査時間、要員体制、報酬単価等を検討した結果、報酬見積は相当であり、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により、その会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、その会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定します。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	30,648,896	流動負債	22,814,901
現金預金	4,404,564	支払手形・工事未払金等	15,737,878
受取手形・完成工事未収入金等	25,432,029	短期借入金	4,389,176
未収入金	119,934	未払法人税等	367,872
販売用不動産	1,960	未成工事受入金	280,606
未成工事支出金	332,866	完成工事補償引当金	1,573,492
材料貯蔵品	71,241	工事損失引当金	3,300
その他	345,819	賞与引当金	252,701
貸倒引当金	△59,519	その他	209,874
固定資産	5,350,419	固定負債	1,838,020
有形固定資産	3,294,540	長期借入金	605,304
建物・構築物	1,229,772	退職給付に係る負債	1,106,850
機械・運搬具・工具器具備品・リース資産	54,912	その他	125,866
土地	2,009,854	負債合計	24,652,922
無形固定資産	174,109	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,881,769	株主資本	11,118,745
投資有価証券	237,868	資本金	2,000,000
破産更生債権等	70,667	資本剰余金	1,703,527
長期保証金	107,345	利益剰余金	7,419,099
退職給付に係る資産	867,145	自己株式	△3,881
繰延税金資産	563,004	その他の包括利益累計額	227,648
その他	129,485	その他有価証券評価差額金	24,439
貸倒引当金	△93,747	退職給付に係る調整累計額	203,209
		純資産合計	11,346,394
資産合計	35,999,316	負債純資産合計	35,999,316

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		
完成工事高	44,554,549	
不動産事業売上高	265,124	44,819,673
売上原価		
完成工事原価	40,768,721	
不動産事業売上原価	175,659	40,944,380
売上総利益		
完成工事総利益	3,785,827	
不動産事業総利益	89,464	3,875,292
販売費及び一般管理費		2,165,057
営業利益		1,710,235
営業外収益		
受取利息配当金	6,338	
還付加算金	6,219	
受取地代家賃	5,752	
その他	15,322	33,632
営業外費用		
支払利息	31,411	
支払補償費	6,166	
固定資産除却損	5,778	
その他	9,926	53,282
経常利益		1,690,584
特別損失		
完成工事補償引当金繰入額	347,059	
減損損失	214,941	
固定資産除却損	22,513	
固定資産売却損	10,931	595,445
税金等調整前当期純利益		1,095,139
法人税、住民税及び事業税	324,812	
法人税等調整額	77,132	401,945
当期純利益		693,193
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		693,193

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	29,971,475	流動負債	22,810,392
現金預金	3,971,792	支払手形	6,202,304
受取手形	35,999	工事未払金	9,247,700
完成工事未収入金	25,188,014	不動産事業未払金	6,705
未収入金	119,934	短期借入金	4,389,176
販売用不動産	1,960	未払法人税等	367,662
未成工事支出金	322,899	未成工事受入金	265,387
材料貯蔵品	69,802	完成工事補償引当金	1,572,767
その他	319,532	工事損失引当金	3,300
貸倒引当金	△58,460	賞与引当金	243,188
固定資産	5,173,984	その他	512,199
有形固定資産	3,144,443	固定負債	1,782,111
建物・構築物	1,139,171	長期借入金	605,304
工具器具・備品	19,884	退職給付引当金	1,094,832
土地	1,982,130	その他	81,974
リース資産	3,257	負債合計	24,592,503
無形固定資産	168,807	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,860,734	株主資本	10,532,585
投資有価証券	216,597	資本金	2,000,000
関係会社株式	218,889	資本剰余金	1,703,527
長期貸付金	11,503	その他資本剰余金	1,703,527
破産更生債権等	70,667	利益剰余金	6,832,940
長期前払費用	12,535	その他利益剰余金	6,832,940
長期保証金	103,874	繰越利益剰余金	6,832,940
前払年金費用	595,447	自己株式	△3,881
繰延税金資産	639,312	評価・換算差額等	20,370
その他	81,203	その他有価証券評価差額金	20,370
貸倒引当金	△89,297	純資産合計	10,552,956
資産合計	35,145,459	負債純資産合計	35,145,459

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		
完成工事高	43,531,948	
不動産事業売上高	269,720	43,801,668
売上原価		
完成工事原価	39,943,918	
不動産事業売上原価	183,699	40,127,617
売上総利益		
完成工事総利益	3,588,029	
不動産事業総利益	86,020	3,674,050
販売費及び一般管理費		2,005,946
営業利益		1,668,104
営業外収益		
受取利息配当金	6,322	
還付加算金	6,219	
受取地代家賃	5,752	
その他	11,600	29,895
営業外費用		
支払利息	31,469	
支払補償費	6,166	
固定資産除却損	5,778	
その他	8,845	52,259
経常利益		1,645,739
特別損失		
完成工事補償引当金繰入額	347,059	
減損損失	214,941	
固定資産除却損	20,469	
固定資産売却損	10,931	593,401
税引前当期純利益		1,052,337
法人税、住民税及び事業税	316,580	
法人税等調整額	75,000	391,580
当期純利益		660,757

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

南海辰村建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、南海辰村建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

南海辰村建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海辰村建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている親会社等との取引についての当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

南海辰村建設株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）藤田 隆 一 ㊟

監査等委員 大塚 清 明 ㊟

監査等委員 堀 家 正 則 ㊟

監査等委員 堀 川 博 史 ㊟

(注) 監査等委員（常勤）藤田隆一、監査等委員 大塚清明、堀家正則及び堀川博史は会社法に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

なんばパークス「PARKSTOWER(パークスタワー)」 7階会議室
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 電話 06(6636)1315



交通の
ご案内

南海電鉄 なんば駅	南口直結
地下鉄 なんば駅	
御堂筋線・千日前線	5番出口より徒歩約5分
四つ橋線	32番出口より徒歩約9分

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。